



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*41 和歌山県みなとまち条例施行規則 (港湾空港課) ..... 1

### ○ 告示

859 畑田池土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) ..... 16

860 有田川土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 ( " ) ..... 16

861 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) ..... 16

862 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 16

863 道路の供用開始 ( " ) ..... 17

864 道路の区域変更 ( " ) ..... 17

865 道路の供用開始 ( " ) ..... 17

866 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ..... 18

867 " ( " ) ..... 19

868 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 19

### ○ 公告

和歌山交通公園における指定管理者の募集 (県民生活課) ..... 20

## 規 則

### 和歌山県規則第41号

和歌山県みなとまち条例施行規則を次のように定める。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県みなとまち条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県みなとまち条例(平成27年和歌山県条例第28号。以下「条例」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第2条 条例第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項の規定により、みなとまち施設の利用若しくは使用又は行為の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める様式による申請書を知事(条例第5条第1項の規定により指定管理者の許可を受けようとする場合にあっては、指定管理者)に提出しなければならない。

- (1) みなとまち施設利用許可申請書 別記第1号様式
- (2) みなとまち港湾施設用地使用許可申請書 別記第2号様式
- (3) みなとまち施設内行為許可申請書 別記第3号様式

2 条例第5条第2項の規定により、みなとまち施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が引き続いて当該施設を使用するため許可を受けようとするときは、みなとまち施設継続使用許可申請書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

3 使用者がみなとまち港湾施設用地の使用面積を変更しようとするときは、許可事項変更許可申請書

（別記第5号様式）を知事に提出し、許可を受けなければならない。

第3条 条例第5条第3項の規定により、使用者が工作物その他の設備をしようとするとき及びこれらの工作物その他の設備を変更しようとするときは、みなとまち施設工作物（設備）設置（変更・継続）使用許可申請書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用料）

第4条 使用者は、使用料を知事が指定した期限までに納入しなければならない。

2 条例第7条第4項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、その理由を記載したみなとまち施設使用料減免申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用権の譲渡禁止）

第5条 使用者は、使用権を他に譲渡してはならない。

（氏名又は住所の変更届）

第6条 使用者が氏名を改め、又は住所を変更したときは、1月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（みなとまち港湾施設の使用制限基準）

第7条 条例第8条第1項第1号の規定による負荷重量は、次のとおりとする。

みなとま ちの名称	みなとまち 施設名	場所	水深（メートル）	延長（メートル）	平方メートル当たり 負荷重量（トン）
加太みな とまち	物揚場（マ イナス3.0 メートル）	和歌山市加太字北濱 場地先	3.0	240.0	1.0

2 条例第8条第2項の規則で定めるものは、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第1条第1項に規定する国際航海に従事する船舶（総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第4条第2項の規定の例により算定した数値にトンをつけて表したものをいう。）が100トン以上のものに限る。）であって、当該船舶について、油濁等による損害の賠償の義務又は措置の履行により船舶の所有者等に生ずる損害のいずれも填補する保険契約等が締結されていない所有者等とする。

（物件を保管した場合の公示の方法）

第8条 条例第11条第3項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 次条各号に掲げる事項（次号において「公示事項」という。）を保管を始めた日から起算して14日間、当該物件の存していたみなとまちを管轄する港湾管理事務所又は振興局建設部の掲示板に掲示すること。
  - (2) 前号の規定による掲示の期間が満了しても、なお物件の所有者、占有者その他当該物件について権限を有する者（第12条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、公示事項を和歌山県報に登載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿（別記第8号様式）を物件の存していたみなとまちを管轄する港湾事務所又は振興局建設部に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させなければならない。

（物件を保管した場合の公示事項）

第9条 条例第11条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した物件の存していた場所及び当該物件を除去した日
- (3) 物件を保管する期間及び場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した物件を返還するため必要と認められる事項

（物件の価額の評価の方法）

第10条 条例第11条第4項の規定による物件の価額の評価は、当該物件の購入又は製作に要する費用、使

用年数、損耗の程度その他当該物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した物件を売却する場合の手続)

第11条 条例第11条第4項の規定による保管した物件の売却は、一般競争入札に付して行わなければならない。ただし、一般競争入札に付しても入札者がいない物件その他一般競争入札に付することが適当でないと思われる物件については、随意契約により売却することができる。

(返還手続)

第12条 知事は、保管した物件(条例第11条第4項の規定により売却した代金を含む。)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(別記第9号様式)と引換えに返還するものとする。

(立入検査員証明書)

第13条 条例第12条第2項の規則で定める立入検査の権限を有する職員であることを示す証明書は、立入検査員証明書(別記第10号様式)によるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 条例第17条の申請書は、和歌山県みなとまち施設指定管理者指定申請書(別記第11号様式)によるものとする。

2 条例第17条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定みなとまち施設の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定みなとまち施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 指定みなとまち施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による指定みなとまち施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(指定管理者の原状回復)

第16条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金の告示)

第17条 知事は、条例第21条第3項の規定による承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第14条の規定の例による。

(和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)

3 和歌山県港湾施設管理条例施行規則（昭和32年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第8条の表中加太港の項を削る。

別表第1中

加太港	物揚場（マイナス3.0メートル）	和歌山市加太字北濱 場地先	3.0	240.0	1.0
文里港	-5.5m岸壁	田辺市文里二丁目132 0番地	5.5	100.0	5.0

を

文里港	-5.5m岸壁	田辺市文里二丁目132 0番地	5.5	100.0	5.0
-----	---------	--------------------	-----	-------	-----

に改める。

(和歌山県海浜公園管理規則の一部改正)

4 和歌山県海浜公園管理規則（平成6年和歌山県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

海浜公園名	有料施設	供 用 日	供用時間
浜の宮ビーチ	駐車場	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで。 ただし、7月1日から8月31日までの間は、午前8時から午後6時まで
	シャワー	7月1日から8月31日まで	
	ロッカー		
片男波ビーチ	駐車場	1月5日から12月27日まで	
	シャワー	3月1日から11月30日まで	
	ロッカー		

別記第1号様式 (第2条関係)

## みなとまち施設利用許可申請書

年 月 日

様

住 所

申請者

氏 名

印

下記のとおりみなとまち施設を利用したいので、和歌山県みなとまち条例第5条第1項の規定により申請します。

利 用 施 設 名	運動広場・ゲートボール場		
利 用 の 目 的			
利 用 の 日 時	年 月 日 時 から 時 まで		
利 用 人 員	人		
利 用 責 任 者 氏 名		※利用料金	円
そ の 他 必 要 な 事 項			

注 ※欄は記入しないこと。

別記第2号様式(第2条関係)

みなとまち港湾施設用地使用許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

申請者

氏 名

印

下記のとおりみなとまち港湾施設用地を使用したいので、和歌山県みなとまち条例第5条第2項の規定により申請します。

1 場 所		4 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 面 積		5 工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 目 的			

添付図書類

- 1 位置図(縮尺1/50,000以上)
- 2 平面図(縮尺1/600以上)
- 3 求積図(縮尺1/100以上)
- 4 断面図(縮尺1/100以上)
- 5 構造図(縮尺1/100以上)
- 6 仕様図
- 7 設計図
- 8 利害関係者承諾書
- 9 その他申請に必要な図書

※1~3は必須とし、それら以外の図書は必要に応じ添付すること。

別記第3号様式(第2条関係)

## みなとまち施設内行為許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

申請者

氏 名

印

下記のとおりみなとまち施設内で行為をしたいので、和歌山県みなとまち条例第6条第1項の規定により申請します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	
そ の 他 必 要 な 事 項	

## 添付図書類

- 1 位置図(縮尺1/50,000以上)
- 2 平面図(縮尺1/600以上)
- 3 求積図(縮尺1/100以上)
- 4 断面図(縮尺1/100以上)
- 5 構造図(縮尺1/100以上)
- 6 仕様図
- 7 設計図
- 8 利害関係人の承諾書
- 9 その他申請に必要な図書

※1~3は必須とし、それら以外の図書は必要に応じ添付すること。

別記第4号様式(第2条関係)

## みなとまち施設継続使用許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
申請者  
氏名 印

下記のとおりみなとまち施設を継続使用したいので、和歌山県みなとまち条例第5条第2項の規定により申請します。

みなとまち施設名	
使用場所	
使用面積	m <sup>2</sup>
前使用許可年月日	年 月 日
使用継続期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

前使用許可書の写し

別記第5号様式 (第2条関係)

許可事項変更許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

下記のとおりみなとまち施設用地の使用面積を変更したいので、和歌山県みなとまち条例第5条第2項の規定により申請します。

変更 内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

添付書類

前使用許可書の写し

別記第6号様式 (第3条関係)

みなとまち施設工作物 (設備) 設置 (変更・継続) 使用許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

下記のとおりみなとまち施設における工作物 (設備) 設置 (変更・継続) 使用をしたいので、和歌山県みなとまち条例第5条第3項の規定により申請します。

1 場 所		4 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 面 積		5 工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 目 的			

添付図書類

- 1 位置図 (縮尺1/ 50,000以上)
- 2 平面図 (縮尺1/600以上)
- 3 断面図 (縮尺1/100以上)
- 4 求積図 (縮尺1/100以上)
- 5 構造図 (縮尺1/100以上)
- 6 仕様書
- 7 設計書
- 8 利害関係者承諾書
- 9 その他申請に必要な図書

別記第7号様式 (第4条関係)

みなとまち施設使用料減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

下記のとおりみなとまち施設使用料の減免を受けたいので、和歌山県みなとまち条例第7条第4項の規定により申請します。

みなとまちの名称	
使用施設の名称	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数量	
使用料金	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
備考	

別記第8号様式(第8条関係)

保管物件一覧簿								
整理 番号	保管した物件等			存していた 場所	撤去し た日時	保管を 始めた 日時	保管の場所	備考
	名称 又は 種類	形状	数量					

別記第9号様式(第12条関係)

受領書

年 月 日

和歌山県知事 様

返還を受けた者

住 所

氏 名

印

下記のとおり物件(現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた物件	整理番号	
	名称又は種類	
	形 状	
	数 量	
(返還を受けた現金の額)		

別記第10号様式 (第13条関係)

(用紙縦6センチメートル、横8センチメートル)

(表)

第 号
立入検査員証明書
所 属 氏 名
上記の者は、和歌山県みなとまち条例第12条第2項の規定により立入検査を行うことができる職員であることを証明する。
年 月 日
和歌山県知事 印

(裏)

和歌山県みなとまち条例 (抜粋)
(報告及び検査)
第 12 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項に規定する行為をした者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該行為をした者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該行為の状況若しくは当該行為に係る船舶、工作物、帳簿その他の必要な物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める立入検査の権限を有する職員であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
4 前 3 項の規定は、第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定するみなとまち施設を使用した者について準用する。

別記第11号様式 (第14条関係)

和歌山県みなとまち施設指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県みなとまち条例第17条の規定により、和歌山県みなとまち施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

告 示

和歌山県告示第859号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により畑田池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成27年5月31日退任）

職名 氏 名 住 所  
 監事 米坂佳久 橋本市神野々410番地

2 就任した役員（平成27年5月31日就任）

職名 氏 名 住 所  
 監事 米坂允似 橋本市神野々777番地の3

和歌山県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、有田川土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程の変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第861号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年7月13日に認可した。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第16号-1	西牟婁郡白浜町保呂字上畑410外2筆
平成27年度第16号-2	西牟婁郡白浜町栄字池田74-3外5筆
平成27年度第17号	田辺市上秋津字中代2025-2外1筆

和歌山県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

岩出市根来字中溝969番1地先から同市根来字中溝826番5地先まで	旧	11.70 } 12.05	149.69	
同上	新	11.70 } 17.31	149.69	

**和歌山県告示第863号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 岩出市根来字中溝969番1地先から同市根来字中溝826番5地先まで

供用開始の期日 平成27年7月24日

**和歌山県告示第864号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 広川川辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
有田郡広川町大字上津木字松本7番1地先から同町大字上津木字前田羅433番1地先まで	旧	5.26 } 18.79	357.11	落合橋 L=12.80
同上	新	5.26 } 18.79	357.11	落合橋 L=12.80
同上	新	10.30 } 19.90	329.20	下垣内橋 新落合橋 L=52.50 L=30.00

**和歌山県告示第865号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 広川川辺線

供用開始の区間 有田郡広川町大字上津木字松本7番1地先から同町大字上津木字前田羅433番1地先まで

供用開始の期日 平成27年7月24日

**和歌山県告示第866号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

南部川左支溪（5-388-1-020）、辺川右支溪（5-388-1-021）、辺川右支溪（5-388-1-022）、辺川左支溪（5-388-1-023）、南部川左支溪（5-388-1-024）、南部川左支溪（5-388-1-025-1）、南部川左支溪（5-388-1-025-2）、南部川左支溪（5-388-1-026）、辺川右支溪（5-388-2-047）、辺川左支溪（5-388-2-049）、五条（Ⅰ-1261）、西垣内（Ⅰ-1264）、六十川（Ⅰ-1265）、片山1（Ⅰ-1267）、西谷1（Ⅰ-1268）、東本庄六十川（Ⅰ-4075）、五条（Ⅱ-4775）、東本庄（Ⅱ-4900）、東本庄受領（Ⅱ-4907）、平野2（Ⅱ-4909）、東本庄六十川2（Ⅱ-4910）、研矢（Ⅱ-4912）、東本庄辺川（Ⅱ-4913）、東本庄五味1（Ⅱ-4914）、東本庄五味2（Ⅱ-4915）、東本庄上之段（Ⅱ-4918）、東本庄久地1（Ⅱ-4919）、東本庄久地2（Ⅱ-4920）、東本庄久地6（Ⅲ-2713）、東本庄2（Ⅲ-2714）、東本庄久地7（Ⅲ-2719）、東本庄久地3（Ⅲ-2720）、東本庄久地4・五条（Ⅲ-2721）、東本庄久地5（Ⅲ-2723）

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び地滑り

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

南部川左支溪（5-388-2-050）、南部川左支溪（5-388-2-051）、根笹（364）、受領（365）、東本庄（366）、方丈（368）、東岩代（494）

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設

部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第867号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

堅田55（Ⅰ-60216）、堅田56（Ⅰ-60217）、堅田57（Ⅰ-60218）、堅田61（Ⅰ-60222）、堅田62（Ⅰ-60223）、堅田63（Ⅰ-60224）、堅田64（Ⅰ-60225）、堅田69（Ⅰ-60230）、堅田74（Ⅰ-60235）、堅田76（Ⅰ-60237）、堅田84（Ⅰ-60245）、堅田58（Ⅱ-60219）、堅田59（Ⅱ-60220）、堅田60（Ⅱ-60221）、堅田65（Ⅱ-60226）、堅田70（Ⅱ-60231）、堅田71（Ⅱ-60232）、堅田72（Ⅱ-60233）、堅田73（Ⅱ-60234）、堅田75（Ⅱ-60236）、堅田77（Ⅱ-60238）、堅田82（Ⅱ-60243）、堅田26（Ⅱ-60187）、堅田27（Ⅱ-60188）、堅田28（Ⅱ-60189）、堅田29（Ⅱ-60190）、堅田30（Ⅱ-60191）、堅田31（Ⅱ-60192）、堅田32（Ⅱ-60193）、堅田33（Ⅱ-60194）、堅田34（Ⅱ-60195）、堅田35（Ⅱ-60196）、堅田36（Ⅱ-60197）、堅田37（Ⅱ-60198）、堅田38（Ⅱ-60199）、堅田39（Ⅱ-60200）、堅田40（Ⅱ-60201）、堅田41（Ⅱ-60202）、堅田42（Ⅱ-60203）、堅田43（Ⅱ-60204）、堅田44（Ⅱ-60205）、堅田45（Ⅱ-60206）、堅田46（Ⅱ-60207）、堅田47（Ⅱ-60208）、堅田48（Ⅱ-60209）、堅田49（Ⅱ-60210）、堅田50（Ⅱ-60211）、堅田51（Ⅱ-60212）、堅田52（Ⅱ-60213）、堅田53（Ⅱ-60214）、堅田54（Ⅱ-60215）

##### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 2 土砂災害警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域の名称

堅田73（Ⅱ-60234）

##### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第868号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3306	伊都郡かつらぎ町大字妙寺 字茶屋ノ元790番の一部	奈良県五條市田園二丁目2 番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 27.7.9	6.00	53.41

## 公 告

### 公 告

県が設置する和歌山交通公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山交通公園
- (2) 所在地 和歌山市西18番地の1
- (3) 規模等
  - ア 敷地面積 約18,183㎡
  - イ 主要施設 管理棟、交通教室、交通遊園広場、休憩広場、ちびっ子広場、トイレ、駐車場等

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山交通公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

#### 3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

#### 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
- ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの
- (7) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (10) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、又は、複数の申請書を提出し、若しくは県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

平成27年7月24日（金）から同年8月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県環境生活部県民局県民生活課

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

(2) 現地説明会

ア 日時 平成27年8月11日（火）午後1時30分

イ 場所 和歌山交通公園管理事務所2階（和歌山市西18番地の1）

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

（ア）配付期間 （1）アに同じ。

（イ）配付場所 （1）イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

（ア）提出期間 （1）アに同じ。

（イ）提出場所 （1）イに同じ。

（ウ）提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成27年8月11日（火）から同月21日（金）まで

イ 回答日 平成27年8月28日（金）

ウ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年9月4日（金）から同月18日（金）まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成27年10月下旬

(6) 指定管理者としての指定

平成27年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県庁環境生活部県民局県民生活課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2350

ファクシミリ番号 073-433-1771